

熊谷西ロータリークラブ会報

2009~10年度 R I テーマ



THE FUTURE OF ROTARY IS IN YOUR HANDS

国際ロータリー 会長 ジョン ケニー
第2570地区ガバナー 加藤 玄 静

会長 田代充雄 会長エレ外 鯨井邦男 副会長 加藤睦夫
幹事 村山廣道 副幹事 堀越 真 SAA 毛利聰志
例会日／月曜日 12:30~13:30 每月最終例会 18:30~19:30
例会場／レストラン アーク 2F 事務局／レストラン アーク 1F
TEL048-525-7907 FAX048-526-2471
HP:<http://www.kuma-west-rc.com> E-mail:post@kuma-west-rc.com

No. 7

第1566回例会

(H 21・8・31)

司会 毛利 SAA
点鐘 田代会長
ソング 手に手つないで

幹事報告

村山幹事

1. 今年度第1回ブライダルパーティー開催のお知らせ
9月12日(土)午後4時~7時
坂戸市 オルモにて
2. 世界遺産登録推進委員会よりキヤラバン受入のお願い
卓話受入れ及びサポーター会員の募集協力のお願い
3. 直前ガバナー事務所より 2008~09年度一般会計及び特別会計の収支報告が送付されました。
4. ハイライトよねやまの送付
5. 埼玉県腎・アイバンク協会より、献眼登録推進への感謝状をいただきました。
6. 熊谷籠原RC 名誉会員 権田太喜男様が8月28日ご逝去されました。

委員会報告**出席報告**

加藤委員長

例会日	総数	出席免除	欠席者	出席率	メークアップ
8/31	26	9(2)	5	73.68%	1

ニコニコボックス委員会

ニコニコボックス拠金報告 加藤委員長

平成21年8月31日

	件数	金額
本日の報告	6件	6,000円
本年度累計	36件	47,000円

田代会長 前回例会では幹事の村山さんには大変お世話になりました。

龍前会員の出版パーティーも盛大に挙行されおめでとうございました。

古屋一生さん 台風が来ていますけれど……

堀越 真さん 村山さん、座禅会では大変お世話になりました。

加藤睦夫さん 「ア・マルフィ」を観て来まし

た。とても美しい映画でした。
毛利聰志さん 8月例会は欠席が多くすみませんでした。
堀越 真さん 前回欠席ごめんなさい。

本日のテーマ

「中小企業緊急雇用安定助成金」
について

浅井職業奉仕委員長



内容は2~4頁

中小企業緊急雇用安定助成金

1. 助成金制度の目的

- ・景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向に係る手当もしくは賃金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

2. 支給対象事業主

- ・売上高又は生産量等の事業活動を示す指標の最近3ヶ月の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期と比較して5%以上減少していること
- ・中小企業主であること
小売業・・・資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
卸売業・・・資本金1億円以下又は従業員100人以下
サービス業・・・資本金5000万円以下又は従業員100人以下
その他の業種・・・資本金3億円以下又は従業員300人以下

3. 支給対象となる休業、教育訓練及び出向の要件

(1) 休業

- ・事業主が自ら指定した対象期間内（1年間）に行われるもの
- ・所定労働日の全一日にわたるもの又は所定労働時間内に当該事業所における被保険者全員について一斉に1時間以上行われるもの
(ただし、被保険者毎に1時間以上行われるもの(特例短時間休業)も対象)

※ 「被保険者等」とは、雇用保険の被保険者ばかりであって、以下の該当者を除きます。

- ① 解雇を予告されている方
- ② 日雇労働被保険者
- ③ 判定期間内において特定求職者雇用開発助成金、施行雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創造等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保等助成金、介護労働者設備等整備モデル奨励金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金又は特例子会社等設立促進奨励金の支給の対象者となる者

(2) 教育訓練

- ・ 事業主自ら指定した対象期間（1年間）に行われるもの
- ・ 所定労働日の所定労働時間に全1日にわたり行われるもの
- ・ 就業規則に基づいて通常行われる教育訓練ではないこと
- ・ 労使間の協定による教育訓練であること
- ・ 教育訓練実施日に支払われた賃金の額が、労働日に通常支払われる賃金の額に0.6を乗じて得た額以上であること
- ・ 訓練の種類
 - ① 事業所内訓練
事業主が自ら事業所内で実施するものであって、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して行われるもの
 - ② 外部研修
公共能力開発施設、大学、専修学校、各種学校、社団法人、財團法人等の施設において実施するもの
 - ③ 委託訓練
事業主団体等に委託して実施するもの

(3) 出向

- ・ 事業主自ら指定した対象期間内（1年間）に開始されるものであること
- ・ 出向期間が3ヶ月以上で1年以内であって出向先に復帰するものであること
- ・ 出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同等の賃金を支払うこと
- ・ 労使間の協定によるものであること
- ・ 出向労働者の同意を得たものであること
- ・ 出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること
- ・ 中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金の対象となる出向の終了後6ヶ月以内に当該労働者を再度出向させるものでないこと
- ・ 人事交流のため等雇用調整を目的としないで行われる出向ではなく、かつ、出向労働者を交換しあうこととなる出向でないこと
- ・ 資本的、経済的、組織的関連からみて、出向助成金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間で行われる出向でないこと
- ・ 出向先事業主が、当該出向労働者の出向開始日の前日から起算して6ヶ月前から1年を経過した日までの間に、その雇用する被保険者を事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること

4. 支給を受けることのできる額

(1) 休業及び教育訓練の場合

- 休業手当又は賃金の相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算出した額の5分の4。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります（現在は7730円）
- 教育訓練を実施した場合は、訓練費として1人1日あたり600円を加算する。

(2) 出向の場合

- 出向元事業主の負担額の5分の4。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります（現在は7730円）

(3) 支給限度日数

- 休業及び教育訓練を実施する場合は、3年間で300日（最初の1年は対象被保険者×200日分）が限度となります。
- 出向の場合は対象期間に開始した出向（3ヶ月以上1年以内に限る）が限度となります。